

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第10条に基づき農用地利用集積計画(一括方式)を行うにあたり、利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、農用地利用集積計画(一括方式)による農地中間管理機構(公益財団法人高知県農業公社)からの賃借権の設定等に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに公益財団法人高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和6年10月23日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積計画(一括方式)の概要

申請年度・番号	賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
6年 第149号	南国市 田村 字 清音寺	甲114-1	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲115-1	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲122	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲123	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲126	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲127-1	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲128-1	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲128-2	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲129-イ	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲129-2	5年
	南国市 田村 字 清音寺	甲130-3	5年
	南国市 田村 字 忠六	甲165	5年
	南国市 田村 字 忠六	甲166	5年
	南国市 田村 字 忠六	甲167	5年
	南国市 田村 字 忠六	甲170	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2446-ロ	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2446-3	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2447	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2448	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2449	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2451-1	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2453	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2456-1	5年
	南国市 田村 字 石田ノ前	乙2457-1	5年
	南国市 田村 字 アンコデン	乙2459-1	5年
	南国市 田村 字 アンコデン	乙2461-1	5年
	南国市 田村 字 アンコデン	乙2462	5年
	南国市 田村 字 アンコデン	乙2464-イ	5年
	南国市 田村 字 東石田	乙2498-1	5年

2 縦覧期間・方法

令和6年10月23日(水)から令和6年10月30日(水)まで
機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中
郵送または持参とし縦覧期間満了日までに必着

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の賃借について意見のある方